

デジタル庁が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第340号
デ 戦 第 1 3 7 号
令和 3 年 9 月 1 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
長 村 順 也

デジタル庁会計担当参事官
奥 田 直 彦

警察庁とデジタル庁は、デジタル庁が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（当該契約に係る下請契約、再委託契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意する。

記

（契約条項の定め）

第1 デジタル庁会計担当参事官（以下「会計担当参事官」という。）は、公共事業等の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1のとおり。以下「排除対象者」という。）を排除するため、暴力団排除条項（別紙2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。）を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講ずるものとする。

（表明確約）

第2 会計担当参事官は、入札を行う場合は、入札に参加しようとする者から、随意契約を行う場合は、契約の相手方となろうとする者から、いずれも誓約書（別紙3参照）を提出させるものとする。ただし、誓約書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、誓約書の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は契約を締結しないものとする。

（入札無効等の措置）

第3 会計担当参事官は、入札に参加した者又は随意契約の相手方になろうとする者が虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、又は随意契約を締結しないものとする。

2 会計担当参事官は、前項の措置を講ずることがある旨を入札説明書等により明らかにするものとする。

(契約解除)

第4 会計担当参事官は、暴力団排除条項に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

(照会手続)

第5 会計担当参事官は、入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに契約の相手方、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

(回答)

第6 暴力団対策課長は、第5の照会を受理したときは、速やかに調査の上、会計担当参事官に対し、回答書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(通知)

第7 暴力団対策課長は、デジタル庁の行う公共事業等の入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等になろうとする者又は下請負人等が、排除対象者であると認めたときは、会計担当参事官に対し、その旨を通知することができる。

(不当介入を受けた場合の措置)

第8 会計担当参事官は、契約の相手方に対し、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと並びに発注者に報告を行うことを義務付けるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

第9 会計担当参事官は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察、発注者への通報報告を怠った事実が確認された場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

(保護措置等)

第10 暴力団対策課長は、本合意書に基づき、会計担当参事官が契約解除等を行う場合において、会計担当参事官から要請、相談等を受けたときは、関係職員の保護等必要な措置が講じられるよう各都道府県警察に連絡するものとする。

(その他)

第11 暴力団対策課長及び会計担当参事官は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

別紙1 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙2 暴力団排除条項（基本形）

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなけ

ればならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

誓 約 書 (例)

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

デジタル庁会計担当参事官 殿

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

照 会 書			
商号又は氏名			
所 在 地			
役 職 名	氏 名	生年月日	住 所
照 会 事 項	上記の者について、「デジタル庁が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に規定する排除対象者か否か。		
備 考			
上記のとおり照会します。			
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 殿			
デジタル庁会計担当参事官（氏名）			

文 書 番 号
年 月 日

デジタル庁会計担当参事官 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

回 答 書

「デジタル庁が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づき、○
年○月○日付第（文書番号）号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会に係る調査結果
 - ・ 該当する
 - ・ 該当しない
- 5 理由
- 6 その他